

# 沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議設置要綱

[平成28年12月28日付け子ども生活福祉部長決定]

## (趣旨)

第1条 「沖縄県子どもの貧困対策計画」(以下「計画」という。)に掲げられている施策等の実施状況や効果等の分析・評価を行い、子どもの貧困対策についての意見を聴取することにより、計画の効果的な推進を図るため、沖縄県子どもの貧困対策に関する有識者会議(以下「有識者会議」という。)を開催する。

## (組織)

第2条 会議は、子どもの貧困対策について見識を有する別に定める者をもって構成し、構成員の人数は15人以内とする。

2 会議には、構成員の互選により、座長を置く。

3 座長は、会議の議事を整理する。

4 座長は、必要に応じ、関係行政機関の職員その他の関係者の出席を求めることができる。

5 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。

## (任期)

第3条 構成員の任期は、3年とする。ただし、補欠の構成員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 構成員は再任されることができる。

## (会議の招集)

第4条 有識者会議は、必要に応じて座長が招集する。

## (庶務)

第5条 有識者会議の庶務は、子ども生活福祉部子ども未来政策課において処理する。

## (その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、有識者会議の運営に関する事項その他必要な事項は、座長が有識者会議に諮って定める。

## 附 則

1 この要綱は、平成28年12月28日から施行する。

2 この要綱の施行後最初に選任する第2条第1項の構成員の任期は、第3条第1項の規定にかかわらず、平成31年3月31日までとする。